

離れて暮らしていくても安否確認できる。

生活見守りサービス支援事業

問い合わせ 地域介護課 ☎ ⑤2152

ひとり暮らし高齢者などの見守りを目的とした「大竹市生活見守りサービス」を実施しています。

専用チューナーを設置したテレビの電源を入れるだけで、離れて暮らす家族の携帯電話などへ自動的にメールが送信されます。

普段の生活中で大きな負担をかけず、さりげなく見守ることができます。

本人に代わって契約や各種手続きができる。ご存じですか成年後見制度

問い合わせ 地域介護課 ☎ ⑤2152

認知症や知的障害、精神障害などの影響で判断能力が不十分になると、お金の管理などを自分で行うことが難しい場合があります。このような方を法律的に支援する仕組みが「成年後見制度」です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあり、後見人などが本人の利益を考えながら、本人を代理して契約や手続きを行います。

【法定後見制度】
対象となるのは
判断能力が欠けている、または不分なる方
申し立てができるのは
本人、配偶者、4親等以内の親族等

手続先

家庭裁判所

利用できるのは
○65歳以上のひとり暮らしの方
○おおむね65歳以上の2人暮らしで、要介護度3以上の方と、その方を自宅介護している方
○その他見守りが必要な方

見守りるのは

○利用者の方
○利用者の家族
○利用者に関係する事業者、または地域の方

費用の助成があります

○ちゅピCOM光TV加入時に必要な初期費用

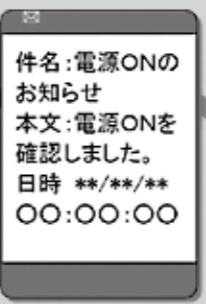
○月額利用料(ケーブルテレビ利用料金は自己負担)

〈生活見守りサービスの仕組み〉

①利用者がテレビの電源を入れると…



②見守り者にメールでお知らせが届きます。



※ 見守り者は、利用者の家族等で、携帯、パソコンを最大5人まで登録できます。

家庭裁判所で報酬額を決定し、本人の財産から支払われます。

法定後見制度の種類
法定後見制度は、「後見」、「保佐」、「補助」の3種類で、本人の判断能力の程度で区分されます。

後見：ほとんど判断できない方
保佐：判断能力が著しく不十分な方
補助：判断能力が不十分な方

【任意後見制度】

本人の判断能力が十分あるうちに、将来判断能力が不十分になつた場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人と後見に関する契約を結んでおく制度です。

手続きは公証役場(広島市、岩国市などにあります)で行います。本人の判断能力が低下し支援が必要となつたとき、本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見人受任者が、家庭裁判所に任意後見監督人の選任申し立てを行います。選任後、任意後見業務が開始されます。

成年後見人の役割

成年後見人は、本人の意思を尊重し、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理などを行います。ことで、本人の生活や財産を守ります。

■相談対応

成年後見制度については、次のところにご相談ください。

○地域介護課 ☎ ⑤2152

○大竹市認知症対応・玖波地区地域包括支援センター ☎ ⑤7461

○地域包括支援センター ☎ ⑤1165

こそだて塾 ひよこルーム

問い合わせ 生涯学習課 ☎ ⑤35800

ママ友を作つて交流しながら、楽しいひと時を過ごしましょう。
対象 市内在住の平成28年4月2日から平成29年4月1日生まれの幼児とその保護者(原則として、第1子の方を優先します)

定員 20組(申込順)

その他 お子さんに必要な飲み物や着替えなどお持ちください。

申し込み 8月2日(木)~10日(金)までに、電話で生涯学習課(総合市民会館内)へ。

こそだて塾 ひよこルーム カリキュラム

とき	ところ	オープン講座	内容
8月28日(火) 10時~11時30分	総合市民会館		はじめましての会 ～たのしい親子のふれあいあそび～
9月13日(木) 10時~11時30分	総合市民会館	○	こそだてセミナー～湿疹とスキンケア～ 講師こうろ皮ふ科院長 高路修先生(託児付)
9月25日(火) 10時~11時30分	総合市民会館		ママ友交流 こそだて座談会 ～さあ困った。あなたならどうしますか～
10月11日(木) 10時~11時30分	総合体育館	○	親子でサンサン運動会 ～宝物とれるかな～
10月22日(月) 10時~11時30分	あいいく館	○	あいいく館でえほんに親しもう ～エプロンシアター、紙芝居、手あそびなど～
11月5日(月) 10時~11時30分	松ヶ原こども館	○	松ヶ原子ども館であそぼう ～ママ&キッズふれあいエクササイズ～
11月13日(火) 10時~11時30分	総合市民会館		親子でつくろう簡単おやつ&子どもの病気予防
12月4日(火) 10時~11時30分	総合市民会館		クリスマス会 ～サンタがやってくるよ～

※ オープン講座はひよこルーム以外の方も参加できます(要申し込み)内容・日程等は都合により変更する場合があります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届

問い合わせ 福祉課 ☎ ⑤2148

児童扶養手当、または特別児童扶養手当を受けていける方は、「現況届」または「所得状況届」を福祉課へ提出してください。(郵送不可)

この届け出がないと、受給資格があつても8月以降の手当の支給が停止されるので、必ず提出をお願いします。対象となる方には、あらかじめ届出用紙を郵送します。

提出期間	児童扶養手当	特別児童扶養手当
8月1日(水)~8月31日(金)	8月10日(金)~9月11日(火)	
	・現況届 ・手当証書(手当を受給している方のみ) ・印鑑	・所得状況届 ・手当証書(手当を受給している方のみ) ・印鑑
	・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ・養育費等に関する申告書 ・生計維持方法等確認書 ・借家の場合、家賃を支払ったことが証明できるもの(領収書、預金通帳のコピーなど)	・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ・受給者、配偶者および扶養義務者、対象児童の個人番号が分かる書類(個人番号カード、個人番号通知カードなど) ・光熱水費を支払ったことが証明できるもの(領収書、検針票、預金通帳のコピーなど)
	※ その他、必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。 ※ 「一部支給停止適用除外事由届」(水色の用紙)が郵送されている方は、必要書類を添えて、現況届と一緒に提出してください。	※ その他、必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。 ※ 「一部支給停止適用除外事由届」(水色の用紙)が郵送されている方は、必要書類を添えて、現況届と一緒に提出してください。

問い合わせ 地域介護課 ☎ ⑤2152

申し込み ちゅピCOMふれあい(9時~18時)

0120-276201